

平成31年3月26日
山口県報号外第5号
監査公表第1号別冊

平成30年度
定期監査結果報告書

平成31年3月

山口県監査委員

目 次

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| I | 平成30年度（通年） | 1 |
| 1 | 監査の概要 | 1 |
| | （1）監査の実施方法 | 1 |
| | （2）監査の実施状況 | 1 |
| 2 | 監査の結果 | 2 |
| | （1）総括 | 2 |
| | （2）重点監査事項 | 3 |
| 3 | 意見 | 4 |
| | （1）内部統制制度の導入と意識の醸成について | 4 |
| | （2）出納員及び分任出納員の適正な配置について | 4 |
| II | 平成30年度（下半期分） | 5 |
| 1 | 監査の結果 | 5 |
| 2 | 報告・公表事項 | 5 |
| | （1）健康福祉部 | 5 |
| | （2）農林水産部 | 8 |
| | （3）土木建築部 | 8 |
| | （4）教育庁 | 9 |
| | （5）警察本部 | 10 |
| III | 今後の措置 | 10 |
| 別 紙 | | |
| | 平成30年度定期監査対象機関名（下半期分） | 11 |
| 1 | 実地監査 | 11 |
| 2 | 書面監査 | 13 |

※ 平成30年度（上半期分）については、平成30年12月25日報告・公表

定期監査の結果に関する報告

I 平成30年度（通年）

1 監査の概要

(1) 監査の実施方法

定期監査は、平成29年度予算に係る財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、企業局等の経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とし、次の方法で実施した。

ア 実地監査

監査委員事務局職員による補助監査後、監査委員が監査対象機関（山口県会計規則第2条第5号に規定する課及び同条第6号に規定する廃並びに企業局）に出向き、監査資料を基に、当該機関の職員からヒアリング等を実施

イ 書面監査

監査委員事務局職員による補助監査後、監査委員が監査資料を基に実施

(2) 監査の実施状況

ア 監査の実施機関

平成30年度における定期監査の実施状況は、次表のとおりであり、実施機関数は、225機関（本庁75、出先150）である。

| 区 分 | 実施機関総数 | | | 上半期実施機関数 （～9月30日） | | | 下半期実施機関数 （10月1日～） | | |
|---------|----------|----------|-----|----------------------|----------|-----|----------------------|----------|-----|
| | 実地 監査 | 書面 監査 | 計 | 実地 監査 | 書面 監査 | 計 | 実地 監査 | 書面 監査 | 計 |
| 課(本庁) | 75 | — | 75 | 57 | — | 57 | 18 | — | 18 |
| 廃(出先機関) | 69 | 81 | 150 | 26 | 23 | 49 | 43 | 58 | 101 |
| 計 | 144 | 81 | 225 | 83 | 23 | 106 | 61 | 58 | 119 |

イ 重点監査事項

次の事項について、重点的に監査を行った。

① 内部統制について

平成29年6月の地方自治法の一部改正により、平成32年度から内部統制制度が導入されるとともに、監査委員は監査基準の策定が義務づけられることから、同制度や本県の実情等を踏まえ、平成31年度末までに現行の監査基準の見直しを行うこととしている。

このため、本県の内部統制の実情を把握、分析するため、過去の定期監査結

果に対する処理状況や決裁ルート、出納員等の配置状況、財務会計に関する研修の受講状況、財務会計事務以外のリスク管理等とともに、財政的援助団体等を所管している本庁各課における所管団体への指導監督の状況等について重点監査を行った。

② 許認可事務等について

平成29年度に使用料の算定誤りにより、複数年にわたり過大徴収していた事案が発生したことを受け、許認可事務並びに許認可に係る使用料及び手数料等の調定・収納事務について重点監査を行った。

2 監査の結果

(1) 総括

定期監査の結果、改善留意を要するもの191機関、619件のうち、不適正の割合が大きく、報告・公表すべきと認めたものは42機関、77件あった。

報告・公表件数77件を項目別にみると、次のとおりとなる。

- ・給与については、諸手当の支給額に誤りがあるもの 2件
- ・収入については、収入未済があるものや調定金額に誤りがあるものなど 62件
- ・支出については、支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものや前渡を受けた資金について前渡資金経理簿に登録していないものなど 11件
- ・物品については、物品管理システムに備品の登録をしていないもの 2件

なお、改善留意を要する機関数及び件数とも平成29年度と比べ増加しており、これは主に、随意契約の適用条項誤りについて確認を徹底したことから契約関係の不適正事案が大幅に増加したほか、支出、物品関係の不適正事案が増加したことによるものである。

(単位：機関、件)

| 区 分 | H30 年度 | H29 年度 | 増 減 |
|-------------|--------|--------|-------|
| 実 施 機 関 数 | 2 2 5 | 2 2 9 | △ 4 |
| 改善留意を要する機関数 | 1 9 1 | 1 5 9 | 3 2 |
| うち報告・公表機関数 | 4 2 | 4 1 | 1 |
| 改善留意を要する件数 | 6 1 9 | 4 3 7 | 1 8 2 |
| うち報告・公表件数 | 7 7 | 7 3 | 4 |

報告・公表件数の内訳

(単位：件)

| 項 目 | H30年度 | | | H29年度 | | | 増 減 | | |
|-----|-------|-----|----|-------|-----|----|-----|-----|----|
| | 上半期 | 下半期 | 計 | 上半期 | 下半期 | 計 | 上半期 | 下半期 | 計 |
| 給 与 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 収 入 | 31 | 31 | 62 | 29 | 33 | 62 | 2 | △2 | 0 |
| 支 出 | 9 | 2 | 11 | 3 | 1 | 4 | 6 | 1 | 7 |
| 契 約 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | △1 | △1 |
| 財 産 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | △1 | 0 | △1 |
| 物 品 | 2 | 0 | 2 | 3 | 2 | 5 | △1 | △2 | △3 |
| 計 | 42 | 35 | 77 | 36 | 37 | 73 | 6 | △2 | 4 |

(2) 重点監査事項

① 内部統制について

現状の内部統制を確認した結果、内部牽制を図るための取組や工夫がみられ、本庁各課においては、所管団体への指導監督等に努めるなど、全庁的に一定の内部統制は機能しているものと考えられる。

しかしながら、財務事務処理において改善留意を要するものが増加するとともに、事務が輻輳する年度当初に前年度の財務事務に関する研修受講者がいない機関や、出納員等の配置が会計規則と整合していない機関があるなど、リスク管理に向けて検討を要する事案が見受けられた。

また、多くの所属長は、内部統制として財務事務や情報管理が特に重要であり、これらのリスク防止のために、風通しの良い職場環境づくりや研修の実施、マニュアル等に沿った対応やチェック体制の確保、適切な事務引継ぎ等が必要であると認識しているが、具体的な取組において、所属長により取組の差が見受けられた。

② 許認可事務等について

許認可事務から許認可に係る使用料及び手数料等の調定・収納事務までの一連の流れを検証・確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

3 意見

(1) 内部統制制度の導入と意識の醸成について

平成29年6月の地方自治法の一部改正により、平成32年4月から内部統制制度が導入されることとなる。

このため、昨年度の監査意見では、内部統制が有効に機能しているとは言い難い状況が見受けられたことを受けて、「財務事務における内部統制体制の整備」について、意見を付したところである。

今年度の監査においては、改善留意を要する機関数及び件数、報告・公表件数はいずれも昨年度に比べ増加しており、中でも調定もれや調定金額に誤りがあるもの、調定時期が遅延しているもの、支出負担行為の整理時期が遅延しているもの、物品管理の事務処理が不適正なものなどの事案が増加している。

これらの事案は、内部統制が有効に機能すれば発生するリスクを減らすことができるものと考えられる。

このような状況にあって、財務事務の適正な執行を確保するためには、リスクを可視化し、その情報を共有し、リスク管理を行うことが重要であることから、こうした視点を踏まえ、内部統制体制の整備を進められたい。

また、内部統制制度が円滑かつ着実に組織全体に定着し、内部統制が有効に機能するためには、所属長の内部統制に対する理解が不可欠であることから、リスク管理に向けた研修等において、特に所属長の内部統制に係る意識の醸成に一層努められたい。

(2) 出納員及び分任出納員の適正な配置について

出納員について、会計規則により出納員に充てると規定されている職に該当する者が配置されていない出先機関が見受けられた。

また、分任出納員について、同規則により分任出納員を置くと規定されているが、分任出納員を配置していない機関が見受けられた。

については、出納員及び分任出納員の適正な配置を徹底されるとともに、各機関の所管事務及び組織等の状況に応じて、同規則の規定を整備されたい。

II 平成30年度（下半期分）

1 監査の結果

平成30年度下半期（10月1日以降）における定期監査の結果、改善留意を要するもの93機関、334件のうち、不適正の度合いが大きく、報告・公表すべきと認めたものは17機関、35件あった。

報告・公表件数35件を項目別にみると、次のとおりとなる。

- ・給与については、諸手当の支給額に誤りがあるもの 2件
- ・収入については、収入未済があるもの 31件
- ・支出については、支出負担行為の整理をする時期が遅延しているもの及び支出科目を誤っているもの 2件

| 区 分 | | H30 下半期 |
|-----------------------|-----|---------|
| 実 施 機 関 数 | | 1 1 9 |
| 改 善 留 意 を 要 す る 機 関 数 | | 9 3 |
| うち報告・公表機関数 | | 1 7 |
| 改 善 留 意 を 要 す る 件 数 | | 3 3 4 |
| うち報告・公表件数 | | 3 5 |
| 内 訳 | 給 与 | 2 |
| | 収 入 | 3 1 |
| | 支 出 | 2 |
| | 契 約 | 0 |
| | 財 産 | 0 |
| | 物 品 | 0 |

2 報告・公表事項

(1) 健康福祉部

① 障害者支援課

- ・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

| 歳入の名称 | 区 分 | 金 額 | 未納者数 |
|---------------------|------|--------------|-------|
| 在宅心身障害児(者)対策費(負担金) | 過年度分 | 37,757,460 円 | 871 者 |
| 障害者住宅整備資金(貸付金元利収入) | 過年度分 | 27,987,115 円 | 24 者 |
| 心身障害者扶養共済事業過給付年金返納金 | 過年度分 | 200,000 円 | 3 者 |

② 岩国健康福祉センター

- ・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

| 歳入の名称 | 区分 | 金額 | 未納者数 |
|----------|------|----------|------|
| 生活保護費返還金 | 過年度分 | 732,000円 | 1者 |

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

| 歳入の名称 | 区分 | 金額 | 未納者数 |
|----------------|------|-------------|------|
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 現年度分 | 2,454,619円 | 48者 |
| | 過年度分 | 34,871,974円 | 113者 |
| 母子父子寡婦福祉資金違約金等 | 現年度分 | 413,600円 | 26者 |

③ 周南健康福祉センター

- ・次のとおり収入未済があった。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

| 歳入の名称 | 区分 | 金額 | 未納者数 |
|---------------|------|-------------|------|
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 現年度分 | 10,466,570円 | 96者 |
| | 過年度分 | 70,242,194円 | 156者 |
| 母子父子寡婦福祉資金違約金 | 過年度分 | 1,502,010円 | 36者 |

④ 山口健康福祉センター

- ・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

| 歳入の名称 | 区分 | 金額 | 未納者数 |
|----------|------|----------|------|
| 生活保護費返還金 | 過年度分 | 453,552円 | 7者 |

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

| 歳入の名称 | 区分 | 金額 | 未納者数 |
|---------------|------|-------------|------|
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 現年度分 | 2,537,674円 | 35者 |
| | 過年度分 | 34,631,484円 | 91者 |

⑤ 長門健康福祉センター

- ・物品借入れに係る支出において、使用料及び賃借料で支出すべきところを、役員費で支出していたものがあった。

| 品名・数量 | 金額 | 支出科目 |
|--------|----------|------|
| 電話設備一式 | 133,200円 | 役務費 |

⑥ 中央児童相談所

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

| 歳入の名称 | 区分 | 金額 | 未納者数 |
|----------------|------|------------|------|
| 児童養護施設等措置費負担金 | 現年度分 | 824,400円 | 9者 |
| | 過年度分 | 3,741,480円 | 27者 |
| 児童心理治療施設運営費負担金 | 現年度分 | 164,200円 | 3者 |
| | 過年度分 | 1,955,780円 | 11者 |

⑦ 岩国児童相談所

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

| 歳入の名称 | 区分 | 金額 | 未納者数 |
|---------------|------|------------|------|
| 児童養護施設等措置費負担金 | 過年度分 | 3,543,390円 | 14者 |

⑧ 宇部児童相談所

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

| 歳入の名称 | 区分 | 金額 | 未納者数 |
|----------------|------|------------|------|
| 児童養護施設等措置費負担金 | 現年度分 | 550,804円 | 7者 |
| | 過年度分 | 1,975,607円 | 21者 |
| 児童心理治療施設運営費負担金 | 過年度分 | 189,600円 | 2者 |

⑨ 育成学校

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

| 歳入の名称 | 区分 | 金額 | 未納者数 |
|----------------|------|----------|------|
| 児童自立支援施設運営費負担金 | 過年度分 | 346,600円 | 5者 |

(2) 農林水産部

① ぶちうまやまぐち推進課

・次のとおり収入未済があった。

(林業・木材産業改善資金特別会計)

| 歳入の名称 | 区分 | 金額 | 未納者数 |
|----------------|------|-------------|------|
| 林業・木材産業改善資金貸付金 | 過年度分 | 16,901,000円 | 7者 |
| 林業・木材産業改善資金違約金 | 過年度分 | 2,742,008円 | 3者 |

(沿岸漁業改善資金特別会計)

| 歳入の名称 | 区分 | 金額 | 未納者数 |
|-------------|------|------------|------|
| 沿岸漁業改善資金貸付金 | 過年度分 | 6,282,000円 | 4者 |
| 沿岸漁業改善資金違約金 | 過年度分 | 1,522,029円 | 2者 |

(就農支援資金特別会計)

| 歳入の名称 | 区分 | 金額 | 未納者数 |
|-----------|------|-------------|------|
| 農業改良資金貸付金 | 過年度分 | 24,659,000円 | 5者 |
| 農業改良資金違約金 | 現年度分 | 7,519,043円 | 1者 |
| | 過年度分 | 6,439,727円 | 6者 |

② 水産研究センター

・時間外勤務手当及び夜間勤務手当の支給金額に誤りがあった。

| 内容 | 誤払額 | 誤払人数 |
|---|---------|------|
| 時間外勤務手当について、支給の基礎となる時間数を計算する際に、30分未満を切り上げて計算し、過大に支給していたもの | 59,490円 | 10者 |
| 夜間勤務手当について、支給の基礎となる時間数を計算する際に、30分未満を切り上げて計算し、過大に支給していたもの | 565円 | 1者 |

(3) 土木建築部

① 住宅課

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

| 歳入の名称 | 区分 | 金額 | 未納者数 |
|-------------|------|--------------|------|
| 県営住宅家賃 | 過年度分 | 197,871,460円 | 730者 |
| 県営住宅駐車場使用料 | 過年度分 | 7,231,291円 | 536者 |
| 県営住宅火災損害賠償金 | 過年度分 | 17,150,775円 | 3者 |

② 防府土木建築事務所

- ・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

| 歳入の名称 | 区分 | 金額 | 未納者数 |
|-----------------------------|------|------------|------|
| 土木諸費（工事契約違約金、道路設備に係る原因者負担金） | 現年度分 | 1,022,328円 | 3者 |
| | 過年度分 | 382,198円 | 3者 |

③ 宇部土木建築事務所

- ・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

| 歳入の名称 | 区分 | 金額 | 未納者数 |
|-----------|------|------------|------|
| 工事請負契約違約金 | 過年度分 | 2,183,174円 | 3者 |

④ 長門土木建築事務所

- ・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

| 歳入の名称 | 区分 | 金額 | 未納者数 |
|---------------|------|----------|------|
| 道路設備に係る原因者負担金 | 現年度分 | 183,600円 | 1者 |

(4) 教育庁

① 社会教育・文化財課

- ・支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。

| 支出の内容 | 交付決定日 | 支出負担行為整理日 |
|--------------------|-----------|-------------|
| 国指定文化財維持管理費補助金 | 平成29年6月9日 | 平成29年11月20日 |
| 山口県指定文化財等保存活用事業補助金 | 平成29年7月4日 | 平成29年11月20日 |

(5) 警察本部

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

| 歳入の名称 | 区分 | 金額 | 未納者数 |
|------------|------|------------|------|
| 放置違反金 | 現年度分 | 2,263,000円 | 151者 |
| 放置違反金延滞金 | 現年度分 | 409,000円 | 56者 |
| | 過年度分 | 2,394,000円 | 531者 |
| 交通事故等損害賠償金 | 過年度分 | 850,413円 | 5者 |

Ⅲ 今後の措置

改善留意を要するものについては、関係機関に文書で通知し、講じた措置の状況について報告を求めるとともに、今後の定期監査等において改善の状況を確認していく。

また、「Ⅰ 平成30年度(通年)－3 意見」及び「Ⅱ 平成30年度(下半期分)－2 報告・公表事項」に係る措置状況については、平成31年度に公表するものとする。

平成30年度定期監査対象機関名（下半期分）

1 実地監査

| 名 称 | | 実施年月日 |
|-----------|---------------|-------------------|
| 部 局 | 課 ・ 廊 | |
| 総 務 部 | 給 与 厚 生 課 | 平成 30 年 10 月 30 日 |
| | 秘 書 課 | 平成 30 年 10 月 30 日 |
| | 岩 国 県 税 事 務 所 | 平成 30 年 11 月 12 日 |
| | 柳 井 県 税 事 務 所 | 平成 30 年 11 月 14 日 |
| | 周 南 県 税 事 務 所 | 平成 30 年 11 月 19 日 |
| | 山 口 県 税 事 務 所 | 平成 30 年 11 月 27 日 |
| | 宇 部 県 税 事 務 所 | 平成 30 年 11 月 28 日 |
| | 下 関 県 税 事 務 所 | 平成 30 年 10 月 25 日 |
| | 萩 県 税 事 務 所 | 平成 30 年 12 月 17 日 |
| | 消 防 学 校 | 平成 30 年 12 月 20 日 |
| 総 合 企 画 部 | 東 京 事 務 所 | 平成 30 年 11 月 22 日 |
| | 岩 国 県 民 局 | 平成 30 年 11 月 12 日 |
| 健 康 福 祉 部 | 障 害 者 支 援 課 | 平成 30 年 10 月 16 日 |
| | 岩国健康福祉センター | 平成 30 年 11 月 12 日 |
| | 周南健康福祉センター | 平成 30 年 11 月 19 日 |
| | 山口健康福祉センター | 平成 30 年 10 月 16 日 |
| | 長門健康福祉センター | 平成 30 年 10 月 23 日 |
| | 萩健康福祉センター | 平成 30 年 12 月 17 日 |
| | 宇 部 児 童 相 談 所 | 平成 30 年 10 月 25 日 |
| 商 工 労 働 部 | 新 産 業 振 興 課 | 平成 30 年 10 月 18 日 |
| | 企 業 立 地 推 進 課 | 平成 30 年 10 月 23 日 |
| | 労 働 政 策 課 | 平成 30 年 10 月 16 日 |
| 農 林 水 産 部 | ぶちうまやまぐち推進課 | 平成 30 年 10 月 18 日 |
| | 畜 産 振 興 課 | 平成 30 年 10 月 16 日 |
| | 岩国農林水産事務所 | 平成 30 年 11 月 12 日 |
| | 柳井農林水産事務所 | 平成 30 年 11 月 14 日 |
| | 周南農林水産事務所 | 平成 30 年 11 月 19 日 |
| | 山口農林水産事務所 | 平成 30 年 11 月 22 日 |
| | 長門農林水産事務所 | 平成 30 年 10 月 23 日 |

| | | |
|----------|------------|-------------|
| | 萩農林水産事務所 | 平成30年10月25日 |
| | 下関農林事務所 | 平成30年11月26日 |
| | 下関水産振興局 | 平成30年12月18日 |
| | 農林総合技術センター | 平成30年11月30日 |
| | 水産研究センター | 平成30年11月26日 |
| 土木建築部 | 都市計画課 | 平成30年10月23日 |
| | 砂防課 | 平成30年10月30日 |
| | 住宅課 | 平成30年11月16日 |
| | 岩国土木建築事務所 | 平成30年11月12日 |
| | 柳井土木建築事務所 | 平成31年1月31日 |
| | 周南土木建築事務所 | 平成31年1月16日 |
| | 防府土木建築事務所 | 平成30年11月22日 |
| | 宇部土木建築事務所 | 平成31年1月17日 |
| | 下関土木建築事務所 | 平成30年11月15日 |
| | 長門土木建築事務所 | 平成31年1月16日 |
| | 萩土木建築事務所 | 平成30年12月17日 |
| 監査委員事務局 | | 平成30年10月30日 |
| 労働委員会事務局 | | 平成30年10月30日 |
| 人事委員会事務局 | | 平成30年10月26日 |
| 教育庁 | 高校教育課 | 平成30年10月23日 |
| | 社会教育・文化財課 | 平成30年10月30日 |
| | 学校安全・体育課 | 平成30年10月18日 |
| | 山口博物館 | 平成30年10月16日 |
| | 下関西高等学校 | 平成30年12月18日 |
| | 豊北高等学校 | 平成31年1月25日 |
| | 萩高等学校 | 平成30年10月25日 |
| | 萩商工高等学校 | 平成30年12月17日 |
| | 下関中等教育学校 | 平成30年12月18日 |
| | 山口南総合支援学校 | 平成31年1月25日 |
| | 徳山総合支援学校 | 平成30年12月12日 |
| 警察本部 | 警察本部会計課 | 平成30年10月18日 |
| | 柳井警察署 | 平成30年11月14日 |

2 書面監査

| 名 称 | | 実施年月日 |
|--------|----------------|-------------|
| 部 局 | 課 ・ 廳 | |
| 総合企画部 | 柳井県民局 | 平成30年10月3日 |
| | 周南県民局 | 平成30年11月6日 |
| | 山口県民局 | 平成30年11月6日 |
| | 宇部県民局 | 平成30年11月6日 |
| | 下関県民局 | 平成30年10月3日 |
| | 萩県民局 | 平成30年11月27日 |
| 環境生活部 | 男女共同参画相談センター | 平成30年11月27日 |
| | 動物愛護センター | 平成30年12月26日 |
| 健康福祉部 | 環境保健センター | 平成30年12月26日 |
| | 精神保健福祉センター | 平成30年11月6日 |
| | 中央児童相談所 | 平成30年11月6日 |
| | 岩国児童相談所 | 平成30年10月3日 |
| | 育成学校 | 平成31年2月21日 |
| 商工労働部 | 大阪事務所 | 平成30年10月3日 |
| | 東部高等産業技術学校 | 平成31年2月21日 |
| 教育庁 | やまぐち総合教育支援センター | 平成30年10月3日 |
| | 周防大島高等学校 | 平成30年12月26日 |
| | 岩国総合高等学校 | 平成31年2月21日 |
| | 岩国商業高等学校 | 平成31年2月21日 |
| | 岩国工業高等学校 | 平成31年2月21日 |
| | 柳井高等学校 | 平成30年12月26日 |
| | 光高等学校 | 平成31年1月30日 |
| | 下松工業高等学校 | 平成30年12月26日 |
| | 新南陽高等学校 | 平成31年1月30日 |
| | 徳山商工高等学校 | 平成31年1月30日 |
| | 防府高等学校 | 平成30年12月26日 |
| | 防府西高等学校 | 平成30年11月6日 |
| | 防府商工高等学校 | 平成30年11月6日 |
| | 山口高等学校 | 平成30年11月27日 |
| | 山口中央高等学校 | 平成30年10月3日 |
| | 西京高等学校 | 平成30年12月26日 |
| 宇部高等学校 | 平成30年12月26日 | |

| | | |
|------|------------|-------------|
| | 宇部中央高等学校 | 平成31年2月21日 |
| | 宇部西高等学校 | 平成31年2月21日 |
| | 宇部商業高等学校 | 平成30年12月26日 |
| | 宇部工業高等学校 | 平成31年1月30日 |
| | 小野田高等学校 | 平成30年11月27日 |
| | 厚狭高等学校 | 平成31年2月21日 |
| | 西市高等学校 | 平成30年12月26日 |
| | 豊浦高等学校 | 平成31年1月30日 |
| | 響高等学校 | 平成30年12月26日 |
| | 下関中央工業高等学校 | 平成31年2月21日 |
| | 下関工科高等学校 | 平成31年2月21日 |
| | 大津緑洋高等学校 | 平成30年11月6日 |
| | 周南総合支援学校 | 平成31年2月21日 |
| | 防府総合支援学校 | 平成30年12月26日 |
| | 山口総合支援学校 | 平成31年2月21日 |
| | 下関総合支援学校 | 平成30年11月6日 |
| | 萩総合支援学校 | 平成31年1月30日 |
| 警察本部 | 岩国警察署 | 平成30年12月26日 |
| | 光警察署 | 平成30年12月26日 |
| | 下松警察署 | 平成31年1月30日 |
| | 山口警察署 | 平成30年11月27日 |
| | 山口南警察署 | 平成31年1月30日 |
| | 宇部警察署 | 平成31年1月30日 |
| | 山陽小野田警察署 | 平成30年11月6日 |
| | 下関警察署 | 平成31年1月30日 |
| | 長府警察署 | 平成30年10月3日 |